栽培管理票

要領第9第1項に定める栽培管理票は下記によるものとする。

1 農薬・化学肥料不使用栽培農産物の場合

農薬を一切使用しない場合, 天敵又は特定防除資材を使用した場合

 みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理薬

 農林水産省新ガイドラインによる表示

 特別栽培農産物

 農薬:栽培期間中不使用

 化学配料(窒素成分):栽培期間中不使用

 株労性者住所

 連絡先生

 企業所生者

 企所

 直線県如事住所

 企業所生

 大の22-211-2845

 精米確認者

 管線県加倉市青業区本町3-8-1

 連絡先生の22-211-2845

有機農産物の日本農林規格で定められた農薬等の 節減対象外の農薬を使用した場合

2 農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物の場合

農薬を一切使用しない場合, 天敵又は特定防除資材を使用した場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票 農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 農業:栽培期間中不使用 化学配料(窒素成分):当地比5割減 栽培責任者 住所 連絡先 1a 確配責任者 宮城県知事 住所 宮城県仙台市青業区本町3-8-1 連絡先 1a 022-211-2845 精米確配者 宮城県如事 住所 宮城県仙台市青業区本町3-8-1 連絡先 1a 022-211-2845 有機農産物の日本農林規格で定められた農薬等の 節減対象外の農薬を使用した場合

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

節減対象農業:栽培期間中不使用
化学配料(窒素成分):当地比5割減

栽培責任者 住所
連絡先 1a.

確認責任者 宮城県知事
住所 宮城県如台市青業区本町3-8-1
連絡先 1a. 022-211-2845

みやぎの環境にやさしい農産物栽培管理票

特別栽培農産物

節減対象農薬の使用状況

用途

使用回数

回

農林水産省新ガイドラインによる表示

節減対象農薬:当地比5割減

栽培責任者

住 所

連絡先 12m

確認責任者 宮城県知事

精米確認者 宮城県知事

使用資材名

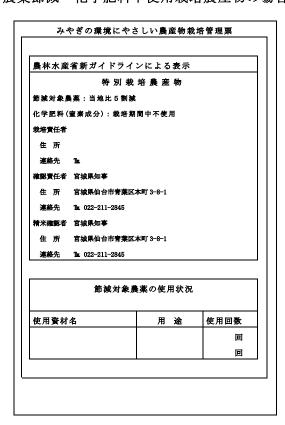
連絡先 10 022-211-2845

連絡先 1 022-211-2845

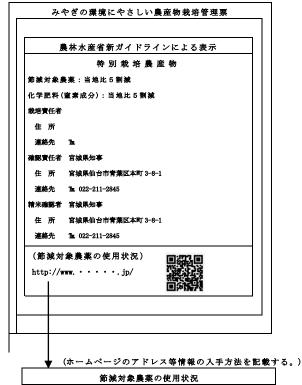
化学肥料(窒素成分):当地比5割減

住 所 宫城県仙台市青葉区本町 3-8-1

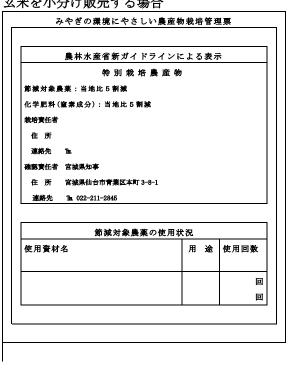
住 所 宮城県仙台市青葉区本町 3-8-1



5 インターネット(ホームページのアドレス 6 農薬・化学肥料節減栽培農産物の 等の表示)を活用して表示を行う場合 玄米を小分け販売する場合



使用資材名 用途



(注1) 栽培管理票中の「特別栽培農産物」名称は、「特別栽培〇〇」の名称も使用してもよい。なお、〇〇とは、農産物の一般的名称とする(例:特別栽培米、特別栽培トマト等)。

使用回数回

- (注2) 使用資材名は、主成分を示す一般的名称を記載する。
- (注3) 節減対象農薬の使用回数は、有効成分数の使用回数を記載する。
- (注4) 認証登録を受けた農産物及び認証登録を受けた玄米を小分け販売する場合は,栽培責任者及び確認責任者を記載する。とう精登録を受けた精米は,栽培責任者,確認責任者及び精米確認者を記載する。ただし,本制度においては,要綱第16の2項のとおり,確認責任者が精米確認者を兼ねるため,農林水産省新ガイドラインによる表示の該当箇所は宮城県知事と記載する。